

## 白馬村告示第22号

白馬村公用封筒への広告掲載等に関する要領を次のように定める。

平成26年6月30日

白馬村長 太田 紘 熙

### 白馬村公用封筒への広告掲載等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、白馬村広報等有料広告掲載要綱に基づき、白馬村公用封筒（以下「封筒という。」）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告を掲載する封筒、作成枚数、広告枠の規格、募集枠数等は、別表のとおりとし、印刷色は白馬村の指定する単色刷とする。

(広告主の募集)

第3条 広告主の募集は、新たに別表の封筒を作成するときに行うものとする。

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は封筒裏面とし、村長が指定する場所とする。

(広告の内容等)

第5条 広告のデザイン及び内容について白馬村及び封筒の信頼性を損なうことのないよう調整し掲載するものとする。

2 広告には、広告主の名称及び連絡先を明瞭に表示するものとする。

(広告掲載料)

第6条 広告の掲載料は、別表に掲げる価格を最低価格とし、見積金額により決定する。

2 申込者は、白馬村広報等有料広告掲載申込書を提出する際に、白馬村公用封筒広告掲載見積書（別記様式）を添付することとする。

(広告主の決定方法)

第7条 広告掲載の申込み数が、募集した広告枠数を超えた場合は、見積価格の高いものを広告主として決定する。ただし、見積価格が同額で広告主を決定できないときは、村内に事務所・事業所を有するものを優先することとし、それでも決定できないときは、抽選とする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告掲載期間は、当該広告の掲載された封筒の納品の日から在庫のある期間とする。

(広告の取下げ)

第9条 広告掲載期間中は、広告の取下げはできないものとする。ただし、村長が必要と認めるときは、この限りではない。

(協議)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表 (第2条・第6条関係)

広告を掲載する封筒	作成枚数	広告枠の規格	募集枠数	最低価格	担当課
共通封筒 長形3号 120 mm×235 mm	20,000 枚	縦 60 mm 横 80 mm	最大 3 枠	40,000 円	総務課
共通封筒 長形40号 90 mm×225 mm	10,000 枚	縦 50 mm 横 70 mm	最大 3 枠	15,000 円	総務課
共通封筒 角形20号 229 mm×324 mm	10,000 枚	縦 60 mm 横 80 mm	最大 4 枠	20,000 円	総務課
納税通知書用 封筒 120 mm×205 mm	20,000 枚	縦 60 mm 横 80 mm	最大 2 枠	40,000 円	税務課
国保保険証送付 用封筒 110 mm×235 mm	2,000 枚	縦 60 mm 横 80 mm	最大 2 枠	10,000 円	住民課